

令和4年3月30日

関係者各位

東京都下水道局

東京都下水道局組織改正の御案内

平素より、都の下水道事業に御理解と御協力を賜りありがとうございます。
さて、令和4年4月1日から、別添のとおり東京都下水道局の組織を改正することとなりましたので御案内いたします。
今後とも、これまで同様に御厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

東京都下水道局施設管理部排水設備課排水指導担当
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話；03-5320-6585（直通）

令和4年4月1日から

東京都下水道局の組織が変わります

**北部下水道事務所に水質規制担当が
新設されます。**

○ 令和4年4月1日から

千代田、中央、港（台場を除く。）、渋谷、文京、台東、豊島、荒川の各区に所在する事業場の特定施設、除害施設等に関する届出、事業場排水規制に関するお問い合わせは、北部下水道事務所へお願いします（裏面の連絡先を御参照ください）。

○ 令和4年3月31日までの

届出、お問い合わせは、西部第一下水道事務所へお願いします（裏面の連絡先を御参照ください）。

このお知らせについて、御不明の点がありましたら、

東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 技術指導担当

（電話：03-5320-6586）までお問い合わせください。

※ 宅地内の排水設備、下水道料金など、事業場排水規制以外の届出、お問い合わせは、令和4年4月以降も引き続き、中部、北部の各下水道事務所へお願いします。

（裏面に続きます。）

○ 令和4年3月31日までの届出について

特定施設に関する届出又は除害施設に関する届出を3月中に予定されている事業場におかれましては、あらかじめ西部第一下水道事務所へ連絡願います。

(令和4年3月31日までの届出、お問い合わせ先)

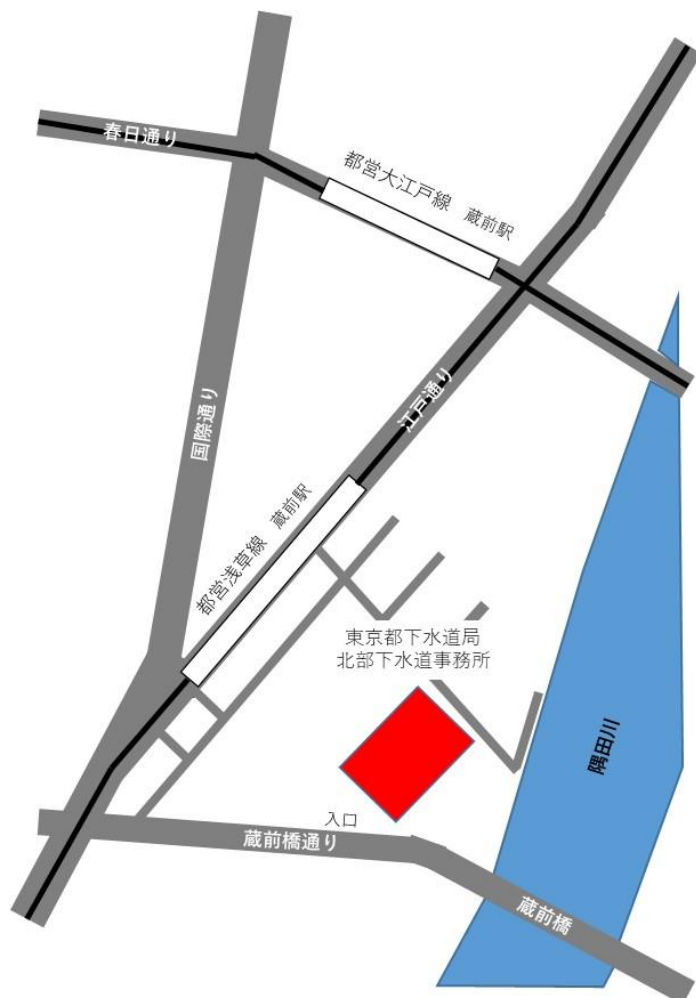
事務所名	所在地・電話
西部第一下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当	〒165-0026 中野区新井三丁目37番4号 電話 03-5343-6209

○ 令和4年4月1日からの届出、お問い合わせ先

北都下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当

〒111-0051 東京都台東区蔵前二丁目1番8号 4階
電話 03-5825-4172 (夜間) 03-5820-4341

(北都下水道事務所案内図)



● 交通

都営浅草線「蔵前駅」から徒歩3分
都営大江戸線「蔵前駅」から徒歩5分